

第3次 藍住町男女共同参画プラン

徳島県藍住町

目 次

第1章 プランの概要	1
1 策定の趣旨	1
2 プランの位置付け	1
3 計画期間	2
4 策定方法	3
第2章 策定の背景	5
1 国際社会の動向	5
2 我が国の動向	5
3 徳島県の動向	7
第3章 基本理念と主要課題	9
1 基本理念	9
2 基本方針	9
3 プランの体系	10
第4章 主要課題とその取組	11
基本方針Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	11
基本方針Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり	15
基本方針Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	22
第5章 推進体制の整備	27
指標と数値目標	28
資料編	30
男女共同参画社会基本法	30
徳島県男女共同参画推進条例	33
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	37
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	46
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	53
藍住町男女共同参画推進本部設置要綱	54

第1章 プランの概要

1 策定の趣旨

少子高齢化の進展により、我が国の総人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少に転じました。国立社会・人口問題研究所の推計によると、日本の人口は今後100年で20世紀初頭と同じ水準に減少すると予想されており、これまでに経験したことのない規模の人口減少社会の到来によって、いま、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

急速な人口減少は、過疎やコミュニティ機能の低下をもたらして地域社会の運営を困難にするおそれがあるため、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重して責任を分かち合いつつ、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮して社会の担い手となる「男女共同参画社会」の実現は、我が国の持続的発展のために社会全体で取り組むべき重要課題となっています。

本町では、平成18年（2006年）の第4次藍住町総合計画において「人権尊重・男女共同参画の普及」を目標のひとつに掲げました。取組を進めるに当たって基本計画策定の必要が生じたため、平成20年（2008年）に藍住町男女共同参画審議会を設置し、翌年「藍住町男女共同参画プラン」を策定しました。以降、平成26年（2014年）の「第2次藍住町男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」とします。）への改定を経て、計画に基づく男女共同参画の取組を進めており、平成28年（2016年）策定の第5次藍住町総合計画では、政策目標「協働のまちづくりの推進」の柱のひとつに男女共同参画の推進を掲げています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識や暴力による人権侵害などの解決すべき課題はまだまだ多く残されており、平成30年（2018年）の第2次プランの終了に当たり、これまでの取組を継承しつつ、国や県の動向を踏まえて男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため、令和元年度（2019年度）から5か年を計画期間とする「第3次藍住町男女共同参画プラン」（以下「本プラン」とします。）を策定するものです。

2 プランの位置付け

(1) プランの基本的性格

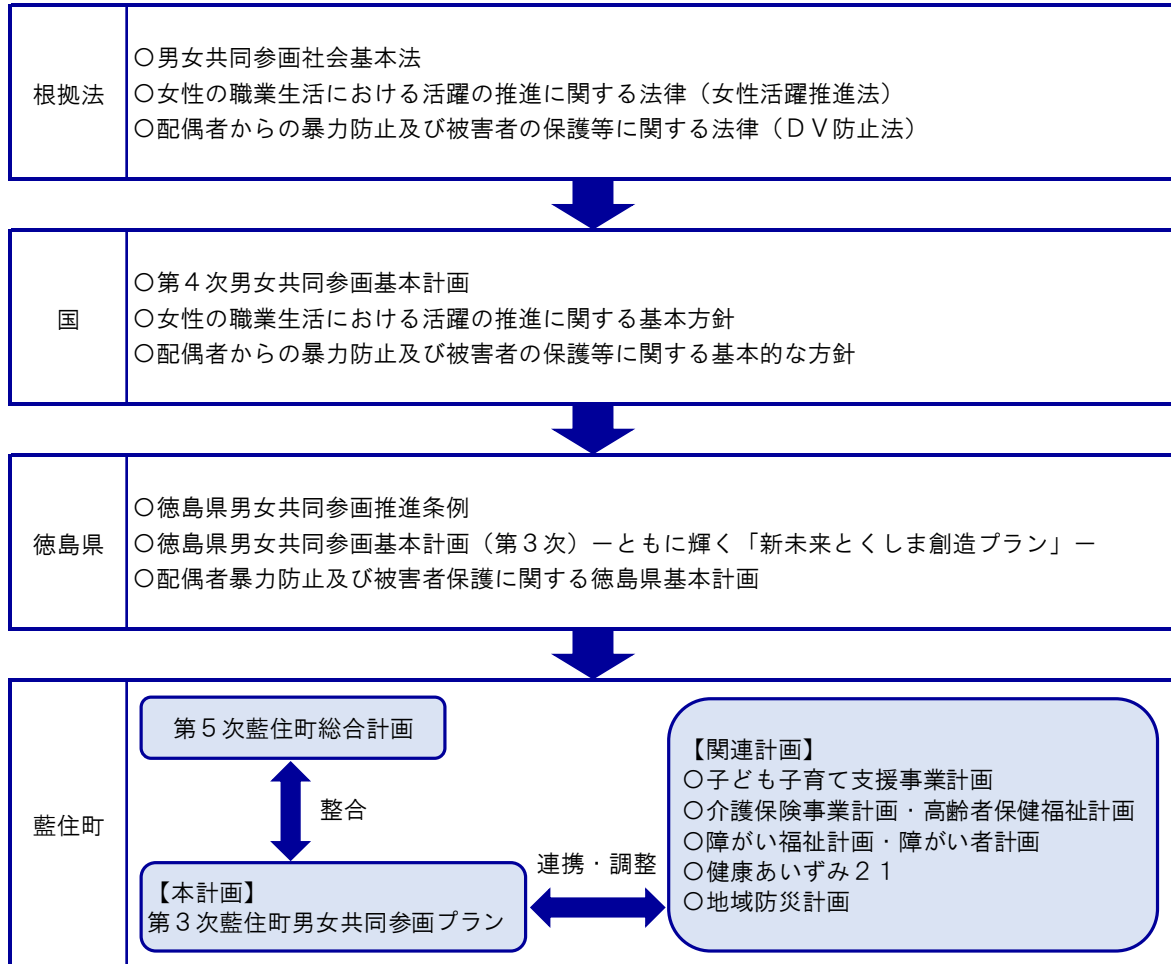
本プランは、第5次藍住町総合計画を上位計画とし、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための市町村男女共同参画計画」として策定します。

また、本プランの**施策6～12**をもって「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」とします。）第6条第2項に基づく市町村推進計画」、本プランの**施策15～18**をもって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」とします。）第2条の3に基づく市町村基本計画」に位置付けます。

(2) 関連計画との整合

本プランは、「男女共同参画基本法」を根拠法とし、国・県の男女共同参画基本計画、本町の総合計画の基本方針との整合及び関連諸計画と連携・調整して策定します。

図1 プランの位置付け



3 計画期間

本プランの計画期間は、第2次プランに引き続く令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間とします。

計画期間中は、社会情勢の変化や国・県の行政施策の動向などを踏まえ、必要に応じて内容の検討と見直しを行います。

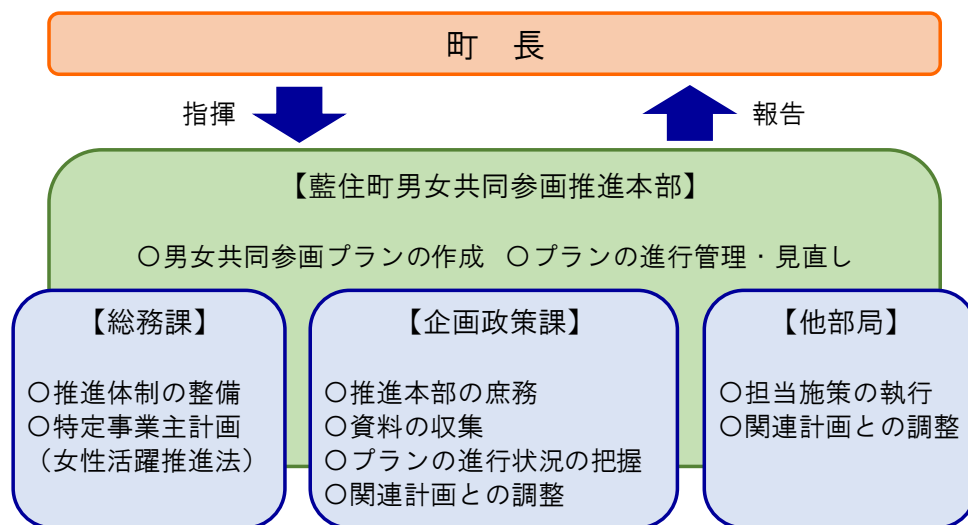
4 策定方法

(1) 推進体制

本町では、男女共同参画基本計画の策定及び施策の総合的推進を図るため、全庁の幹部職員で構成する男女共同参画推進本部を常設しています。

本プランの策定に当たっては男女共同参画推進本部において、課題の検討と素案の作成を担当するほか、プラン策定後は取組の進行管理を行います。

図2 推進体制



(2) 町民意識調査の実施

調査対象：平成30年10月1日現在、町内に住所を有する20歳以上の者

調査期日：平成30年11月1日（木）から11月16日（金）まで

アンケートの配布及び回収方法：個別郵送により、調査用紙を送付・回収

回答状況：送付者2,000人に対する有効回答608人（有効回答率30.4%）。

送付数			有効回答数			有効割合		
男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
944	1,056	2,000	254	354	608	26.9%	33.5%	30.4%

(3) 第2次プランの取組成果と現状値

第2次プランの指標に基づく取組成果と現状値は、次のとおりとなっています。

なお、目標値を超えたものを「達成」、目標値の8割に達したものを「概ね達成」、目標値の8割未満となったものを「未達成」としています。

主要課題	指標名	単位	進捗値					実績値	目標値	評価
			H26	H27	H28	H29	H30	H26-30	H30	
人権尊重と意識改革	町職員、教職員に対する研修	回/年	3	4	4	4	3	3.6	2	達成
	広報あいずみ・エアイテレビ等による啓発	回/年	4	5	4	2	3	3.6	2	達成
	男女共同参画に対するリーフレットの配布	部	200	11,350	160	160	10,600	4,494	1,000	達成
	町民参加の講座	回/年	2	2	2	2	1	1.8	2	概ね達成
男女平等を根絶する	町職員、教職員に対する研修	回/年	1	2	1	1	3	1.6	2	概ね達成
	広報あいずみ・エアイテレビ等による啓発	回/年	3	3	2	1	1	2	2	達成
	DV防止に関するリーフレットの配布	部	200	255	130	130	130	169	1,000	未達成
	町民参加の講座	回/年	2	0	0	1	1	0.8	1	概ね達成
家庭生活・仕事・地域の両面生活等と	事業主等の「男女雇用機会均等法」の周知度	%	—	—	—	—	84.9	84.9	100	概ね達成
	板野東部ファミリー・サポート・センターの会員数	人	946	1,003	1,067	1,131	1,148	1,148	1,000	達成
	男性に対しての各種講座開設数	講座/年	4	4	4	4	4	4	3	達成
	女性の就業に関する講座開設数	講座/年	1	0	0	0	0	0.2	1	未達成
	町職員の育児休業取得率(男性職員)	%	0	0	0	0	0	0	10	未達成
	町職員の育児休業取得率(女性職員)	%	100	100	100	100	100	100	100	達成
参画の進拡大と	町の審議会等における女性委員の登用	%	28.9	27.4	28.7	29.4	31.6	31.6	40	未達成
	広報あいずみ・エアイテレビ等による啓発	回/年	3	2	3	1	2	2.2	2	達成
	外国語母子手帳の交付	%	100	100	100	100	100	100	100	達成
暮ら女性が共環境に安心して暮らして	女性の健康づくりに関するリーフレットの作成	部	12,000	10,000	0	0	0	4,400	1,000	達成
	女性を対象とした犯罪防止に関する研修	回/年	0	0	0	1	1	0.4	1	未達成
	男性を対象とした各種講座開設数	講座/年	4	4	5	4	4	4.2	3	達成
	女性を対象とした防災講座開設数	講座/年	2	2	2	0	3	1.8	1	達成

注) 実績値のうち、単位が%以外のものは、平成26年度から平成30年度の平均で表示。

第2章 策定の背景

1 国際社会の動向

国際連合では、昭和21年(1946年)に「婦人の地位委員会」を設置し、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定めてこれに続く10年間を「国連婦人の10年」と位置付け、昭和54年(1979年)の国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されるなど、女性の地位向上のための様々な運動が展開されてきました。

最近の動きを見ると、平成28年(2016年)に開催された「第60回国連婦人の地位委員会」においては、優先テーマである「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」に加え、「女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」についての協議等も行われるなど、女性の地位向上をめざした国際的な取組は、現在も積極的に進められています。

一方、我が国は、平成30年(2018年)12月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数」(GGI¹)において、149か国中110位でOECD加盟諸国の中でも非常に低い結果となっています。過去の指数を見ても我が国は常に低い順位に位置しており、低水準にある理由としては、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことが挙げられ、男女共同参画において取り組まなければならない課題は多く残されています。

2 我が国の動向

(1) 第4次男女共同参画基本計画

我が国では、国際婦人年を受けて昭和50年(1975年)に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和60年(1985年)に「男女雇用機会均等法」が制定され、同年「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成11年(1999年)、男女共同参画社会の形成に関する基本理念及び国、地方公共団体及び国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法に基づき、翌年「第1次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた施策が示されました。以後、改訂を経て、平成27年(2015年)12月に「第4次男女共同参画基本計画」(以下「第4次計画」とします。)が策定されています。

第4次計画は、第3次計画の取組の達成状況や評価を踏まえ、また、平成27年(2015年)8月

1 ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)：世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。2018年(平成30年)の我が国の値は0.662となっている。

成立の女性活躍推進法を受けて目指すべき社会像として次の4つを掲げています。

【第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- 1 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男性中心型労働慣行等の変革を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

4次計画では、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」の4つの視点が改めて強調されています。

特に、計画全体にわたる横断的視点として「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」が第1分野に位置付けられ、女性活躍推進法に基づく積極的な女性の採用・登用と将来指導的地位へ成長する女性の人材プールを厚くすることで女性の参画拡大を図ることや、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、防災関連施策の充実を図る「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を新たな分野に設けたことが特色となっています。

(2) 女性活躍の推進

平成27年(2015年)8月に施行された女性活躍推進法は、次の3つの基本原則を掲げています。

【女性の職業生活における活躍推進の基本原則】

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

この基本原則に基づいて国が基本方針を策定し、都道府県や市町村は基本方針等を勘案して域内の推進計画の策定に努めることとされています。また、国や地方公共団体、労働者が301人以上の民間事業主に対しては、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合など、定量的な数値目標と実施しようとする取組を定めた行動計画の策定と届出が義務付けられました。

さらに、平成30年(2018年)5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることなどを基本原則に国・地方公共団体の責務や目標を定めており、我が国において男女の格差が大きい政治分野における男女共同参画の一層の促進が期待されています。

(3) 子ども・子育て支援新制度の開始

平成 15 年（2003 年）、10 年間の時限立法として成立した次世代育成支援対策推進法が、平成 26 年（2014 年）に 10 年延長されています。

また、平成 27 年度（2015 年度）の子ども・子育て支援新制度が開始されました。この制度は、消費税率引上げによる増収分を活用して子育てを社会全体で支えようとするもので、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上が推進されています。さらに、平成 28 年度（2016 年度）には「仕事と子育ての両立支援」のために企業主導型の取組が創設されています。

(4) DV防止法・ストーカー規制法の改正

DV防止法の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が平成 25 年（2013 年）に改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

3 徳島県の動向

徳島県では、平成 8 年（1996 年）に「徳島県男女共同参画推進本部」を設置し、平成 9 年（1997 年）に「徳島県女性総合計画」（女と男（ひととひと）輝くとくしまプラン）が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策が推進されてきました。

平成 14 年（2002 年）に「徳島県男女共同参画推進条例」が施行され、平成 17 年（2005 年）に「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」が策定されました。平成 18 年（2006 年）には、男女共同参画推進の拠点となる「徳島県立男女共同参画交流センター（フレアとくしま）」が設置されています。

平成 19 年（2007 年）に「徳島県男女共同参画基本計画」が策定され、平成 24 年（2012 年）に「徳島県男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 28 年（2016 年）に「徳島県男女共同参画基本計画（第 3 次）－ともに輝く「新未来とくしま」創造プラン－」に改定されました。

第 3 次計画の終了に伴い、平成 30 年度（2018 年度）に第 4 次計画に向けた見直しが行われています。計画素案では、3 つの基本方針の下に 12 の主要課題と 35 の具体的な施策が体系としてまとめられ、主要課題の着実な推進のため「総合的な推進体制の整備」を 13 番目の柱に位置付けています。

【徳島県男女共同参画基本計画（第4次）における計画の体系】

基本方針	主要課題	推進方策
I あらゆる分野で女性が活躍できる社会づくり	1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援	(1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境等の整備促進
		(2) 女性のキャリアアップや復職・再就職に対する支援、リカレント教育
		(3) 女性の起業・創業への支援
		(4) 女性の参画が少ない分野での活躍促進
		(5) 女性の活躍状況の「見える化」の推進
		(6) 職場におけるハラスメントの防止対策の推進
	2 仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
		(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進
		(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援策の充実
		(4) ストレスフリーな女性活躍・子育て環境の創出
	3 多様な働き方の創出による女性の活躍推進	(1) テレワークの普及拡大など、多様で新しい働き方の創出
		(2) 働き方改革の推進
4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	
	(2) 男女共同参画を推進するグローバル人材の養成	
II 安全・安心に暮らせる環境づくり	5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力根絶のための基盤づくり
		(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
		(3) 性犯罪・性暴力対策の推進・強化及び被害者支援
		(4) ストーカー行為等への対策の推進・強化
		(5) 加害者の再犯防止に関する取組
	6 生涯にわたる健康づくりへの支援	(1) 男女共同参画と医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持
		(2) 妊娠・出産等に関する健康支援
	7 生活上の困難を抱える女性等への支援	(1) ひとり親家庭等への支援
(2) 若年者の妊娠等困難を抱える女性等への支援		
8 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備	
	(2) 多様な人権尊重	
III 互いに支え合う家庭・地域づくり	9 男女共同参画の推進に向けた意識啓発の推進	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
		(2) 男性にとっての男女共同参画の推進
		(3) 総合相談体制の充実・強化
	10 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1) 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実
		(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進
	11 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 環境保全への寄与
		(2) 地方創生の推進と男女共同参画
		(3) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
12 男女共同参画の視点に立った防災・減災活動の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策・減災対策	
	(2) 男女共同参画の視点に立った避難所運営等の確立	

「徳島県男女共同参画基本計画（第4次）【素案】」平成31年3月

第3章 基本理念と主要課題

1 基本理念

現在、本町の最上位計画となる第5次総合計画では、町の将来像を「みんな色で染めるまち・藍住」とし、各分野で住民と行政が協働し、誰もが美しいと思える色でまちを染めることを目指しています。

本町の第2次プランは、「男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現」を基本理念とし、人権尊重と意識改革にはじまる取組を進めてきました。

本プランでは、第2次プランの基本理念を受け継ぎつつ、第5次総合計画で掲げた誰もが美しいと思えるまちの色の実現のために、性別にかかわらず誰もが互いを支え合い、個性と能力が発揮できるまちづくりを目指し、基本理念を次のとおりとします。

性別にかかわらずみんなが支えあい

自分の個性と色合いが生きるまち あいずみ

この基本理念に基づいて、人権尊重と男女共同参画の理解促進を図るとともに、女性が活躍する社会に向けた取組を推進します。

2 基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本方針を定めます。

基本方針Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

基本方針Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

基本方針Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

基本方針の下に主要課題を設定し、具体的な施策を位置付けてプランの体系とします。

3 プランの体系

基本方針		主要課題		施策					
I	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1	男女共同参画の視点に立った意識づくり	1	個人の尊厳と人権を尊重する啓発活動の推進				
				2	男女共同参画社会づくりの推進・啓発				
				3	男女共同参画に関する情報・基礎資料の収集				
		2	人権尊重・男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	4	男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進				
				5	男女共同参画の視点に立つ家庭・地域教育の推進				
II	男女がともに働きやすい環境づくり	3	家庭生活と職業生活の両立支援	6	保育施設・子育て支援の充実	女性活躍推進計画			
				7	仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し				
		4	就業の分野における男女共同参画の推進	8	雇用の分野における男女共同参画				
				9	多様な就業ニーズを踏まえた職場環境の整備				
				10	女性の雇用機会・就業分野の拡大				
				11	審議会・委員会等への女性参画の推進				
		5	政策・方針決定過程への女性参画の推進	12	管理職への女性職員の登用の推進				
				13	地域における男女共同参画の促進				
		6	地域における男女共同参画の推進	14	多文化共生の促進				
		III	男女がともに安心して暮らせる環境づくり	7	あらゆる暴力の根絶と被害者の支援		15	広報・啓発活動の実施	基本DV防止計画
							16	企画展示・研修会等の開催	
							17	被害者等の保護及び自立支援	
							18	相談体制の確立	
8	生涯を通じた健康支援と福祉の充実			19	生涯にわたる健康支援				
				20	妊娠出産期における健康支援				
				21	高齢者の生活安定と自立支援				
				22	障がい者の生活安定と自立支援				
				23	多様な家族形態への支援				
9	安心して暮らせるまちづくり			24	男女共同参画の視点に立つ地域防災の推進				
				25	防犯・交通安全対策の強化				
推進体制の整備				1	庁内推進体制の整備				
				2	計画の進行管理				
				3	町と事業者・各種団体等との協働と連携				

第4章 主要課題とその取組

基本方針Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女共同参画意識に関する現状と課題

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のためには、男女が互いの違いを認め合った上で、「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な役割分担意識にとらわれずに、社会の担い手として多様な活躍ができるよう制度や慣行の在り方を見直す必要があります。

法律や制度の上では整備が進んできましたが、いまだに性別による固定的な役割分担意識は根強く、男女共同参画の大きな妨げとなっています。

平成30年町民意識調査の結果によると、「家庭における家族の役割分担」を見ると、「掃除」「食事の支度」「食の後片付け」「育児」のいずれも、妻が多くを担っている現状が明らかです(図1)。また、「社会の全体・分野別の男女の地位の平等感」では、「家庭生活」「職場」など7つの分野の全てと社会全体において、「男性が優遇されている」とした回答者が「女性が優遇されている」とした回答者を上回っており、いまだに男女の平等感に大きな差があります(図2)。

男女平等の実現に重要だと思ふことを尋ねた設問では(図3)、男女ともに最も多かった回答は「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」であり、男性の優遇感が高い原因のひとつには、固定的な社会通念や慣習があると考えられます。

次に、男女共同参画に関する用語の周知度では、全ての項目で前回調査より周知度が上昇していますが、項目別に見ると、「女子差別撤廃条約」「ポジティブ・アクション」「女性活躍推進法」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」については、過半数に達していません(図4)。

本町では男女共同参画プランに基づく取組を進めてきましたが、町民意識調査の結果からは、男女共同の視点に立った意識づくりのために引き続き広報・啓発に取り組む必要があると考えられます。

また、固定的な社会通念や慣習の払拭のためには幼い頃からの意識付けが重要で、学校教育における学習機会の充実や、性別に関わりなく個人の能力に応じた進路の選択がなされるよう取り組む必要があります。

図1 家庭における家族の役割分担（平成30年町民意識調査結果）

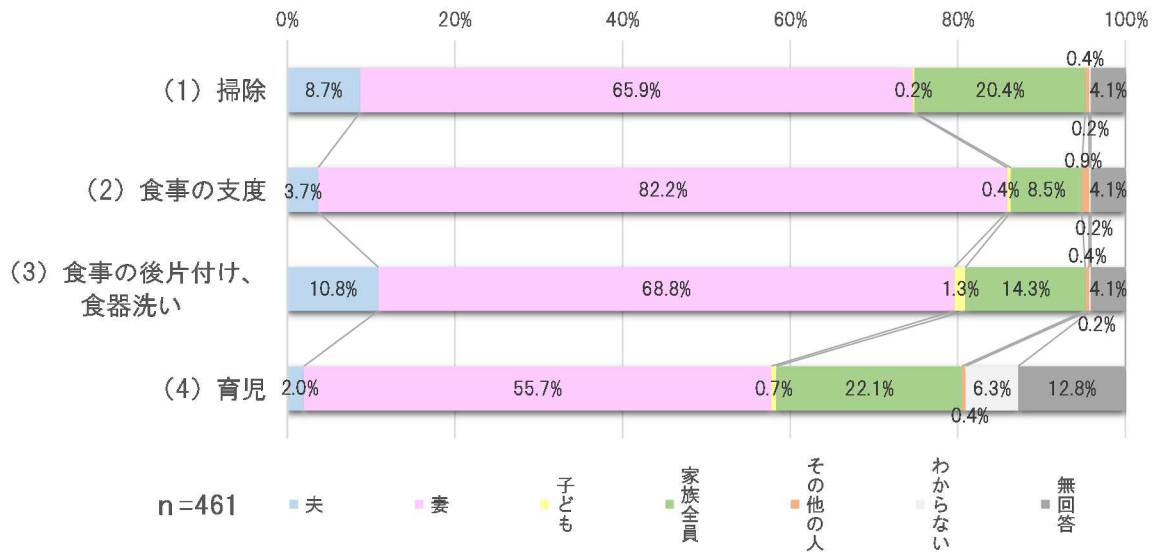
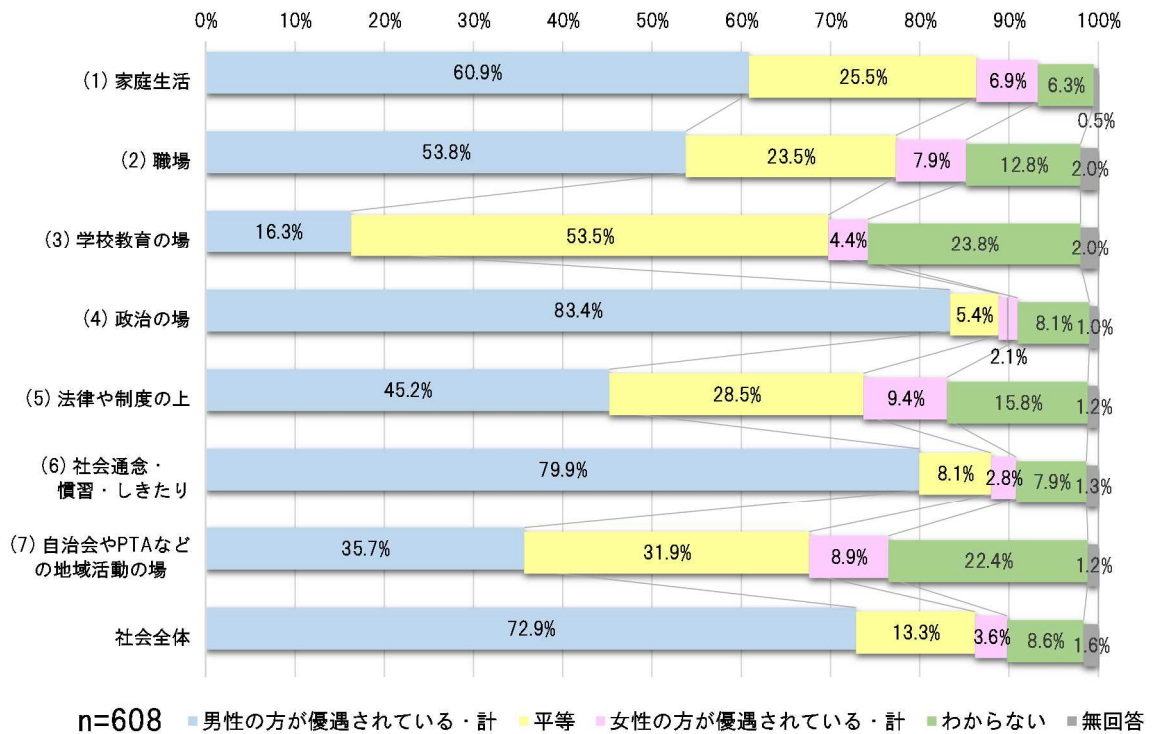


図2 社会の全体・分野別の男女の地位の平等感（平成30年町民意識調査結果）



注) 「男性の方が優遇されている・計」は「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の回答の合計、「女性の方が優遇されている・計」は「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば、女性の方が優遇されている」の回答の合計を表しています。

図3 「男女平等の実現に重要だと思うこと」 (平成30年町民意識調査結果)

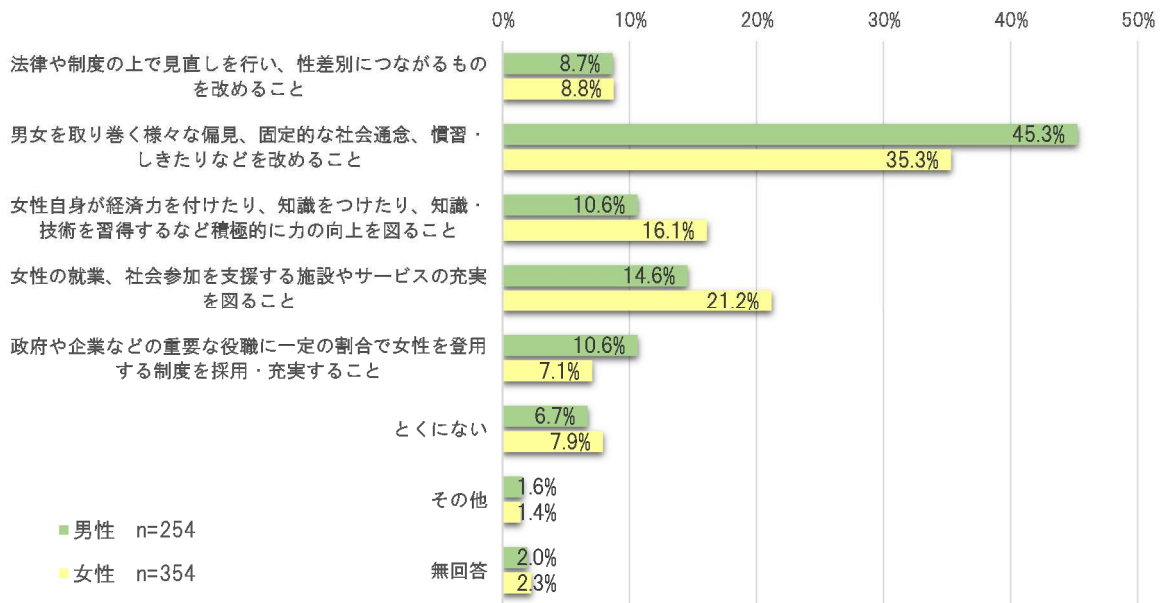
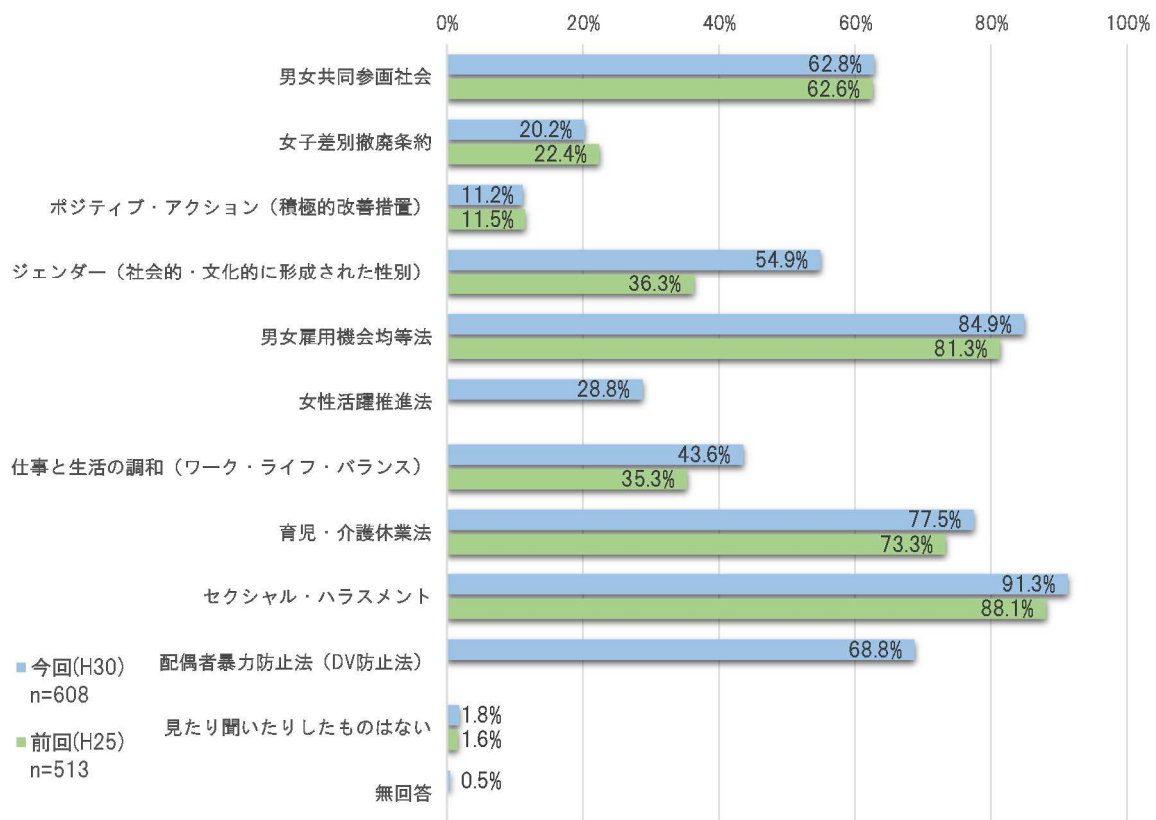


図4 男女共同参画に関する用語の周知度 (平成25年及び30年町民意識調査結果)



主要課題1 男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策	取組内容	担当課
個人の尊厳と人権を尊重する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男女平等及び人権尊重をテーマにした講演会や研修会を開催し、啓発に取り組みます。 ○町民参加型の講演会等を通じて町民への啓発を推進します。 	教育委員会
男女共同参画に関する広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○町の刊行物や発信媒体において、男女の固定的な役割分担や固定観念に捉われないよう留意します。 	全庁
	<ul style="list-style-type: none"> ○広報あいずみやエーアイテレビ等を通じて、男女共同参画基本法や町男女共同参画プランなど、法令、制度、計画の周知を図る広報・啓発に努めます。 ○社会的性別や家庭の中の役割分担意識等、男女共同参画の視点に立った広報・啓発に努めます。 	企画政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ○町職員（教職員含む）に定期的には人権や男女共同に関する研修を実施し、意識の浸透を図ります。 	総務課
男女共同参画に関する情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県との連携や町民意識調査の実施など、男女共同参画に関する基礎資料の収集や現状把握に努めます。 ○町ホームページにおいて、町民が男女共同参画に関する資料が入手できるよう充実に努めます。 ○庁舎や出先施設の情報コーナーを活用し、リーフレットなどの啓発資料を配付します。 	企画政策課

主要課題2 人権尊重・男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

施策	取組内容	担当課
男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における男女差別や役割分担意識の解消に努めます。 ○学校教育において一人一人の個性や能力を尊重するとともに、人権の尊重、男女平等について学習・指導の充実に努めます。 ○スクールカウンセラーや関係機関との連携により、学校の相談体制の整備に努めます。 	教育委員会
男女共同参画の視点に立つ家庭・地域教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○人権学習発表会やPTA研修会の開催や参加などで、学校・家庭・地域における連携を図ります。 ○男女共同参画に関する生涯学習の機会充実に努めます。 	教育委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会において男女共同参画を促進するため、地域の中心となって活動するリーダーの育成に努めます。 	企画政策課

基本方針Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

女性の就業、ワーク・ライフ・バランスに関する現状と課題

少子・高齢化、核家族化などの社会状況の中で地域の継続した発展のためには、男女がともに安心して子どもを産み育て、社会の担い手として働き続けることが重要です。同時に、誰もが自分の望むライフスタイルを確立できるように、家庭生活と職業生活が両立できる環境づくりを進めていく必要があります。そのためには、労働者、事業者、国、地方公共団体が連携し、働き方の見直しを進めていかなければなりません。

平成30年町民意識調査結果から「女性の就業に関する意識」を見ると、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」との回答が過半数を占めていますが、「社会全体で女性は働きやすい状況にあるか」の回答では「そう思わない」など否定的な回答が半数を超えており、大きなギャップがあります(図5)。

平成27年国勢調査結果による本町の女性就業率を見ると、30歳代を中心に子育て世代が前後の年代よりも就業率が低く「M字カーブ²」を呈しています(図6)。25歳から44歳の女性就業率では、本町は70.2%で全国の65.9%より高く、また、平成22年の65.2%から5ポイント上昇しており就業している女性は増えてきていますが、M字カーブは解消していません。平成30年町民意識調査の「女性が同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて」の設問では、男女ともに最も多い回答は「保育や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」であり(図7)、子育て世代の女性が安心して働き続けられる環境整備が求められています。

本町では、認可保育所の整備拡大、幼稚園における預かり保育・放課後児童クラブによる学童保育のほか、一時保育、休日保育、病児保育など様々な保育サービスを実施することで子育て環境の充実を図ってきましたが、女性が出産・育児によって自己のキャリアを中断することなく働き続けられるよう、安心して子育てができる環境をいっそう充実していく必要があります。さらに、高齢化社会の進展により介護の場面も増えており、介護についても仕事と両立できるよう施設や制度の整備に努める必要があります。

また、平成30年町民意識調査の希望するライフスタイルの設問では、「仕事と家庭をともに優先」と答えた人が40.0%で最も多くなっています。しかし、現実のライフスタイルでは「家庭生活を優先」(27.8%)、「仕事を優先」(19.2%)の順に多く、仕事と家庭生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)については、理想と現実に大きなギャップがあります(図8)。誰もが自分の希望するライフスタイルを実現できる社会を目指し、関係機関と連携して男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革、仕事と家庭生活の調和などに関する広報・啓発を推進し意識の変革を促すとともに、育児休業を取得しやすい環境整備や男女がともに家庭生活や地域活動に参加するための支援など、様々な取組を推進する必要があります。

2 M字カーブ：日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのM字のような形になること。結婚・出産を機に退職し、子育てが一段落して再就職する女性が多いことによる。

図5 女性の就業に関する意識（平成30年町民意識調査結果）

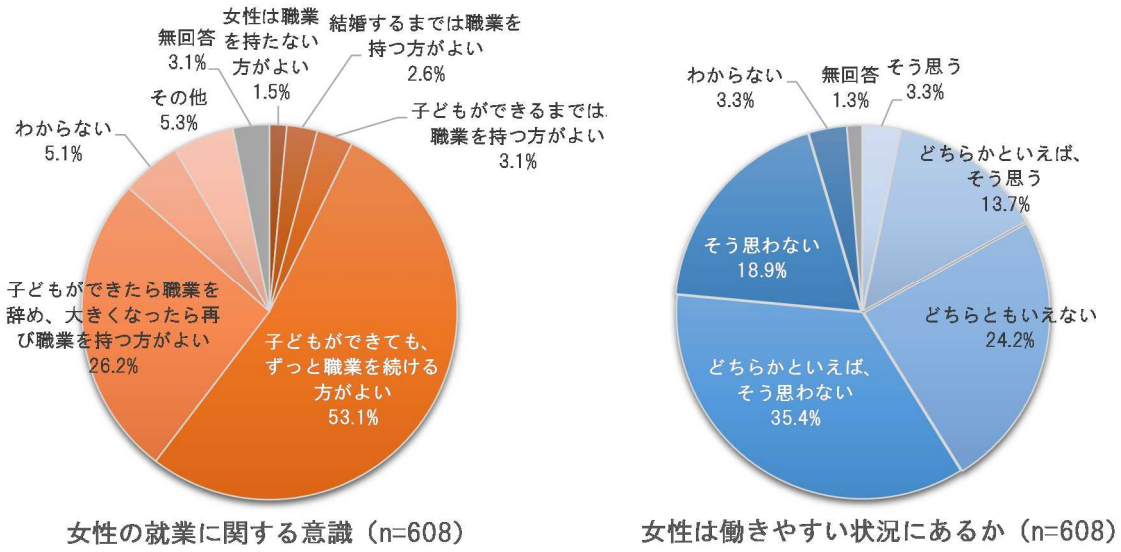


図6 本町の女性就業率（平成22年及び27年国勢調査）

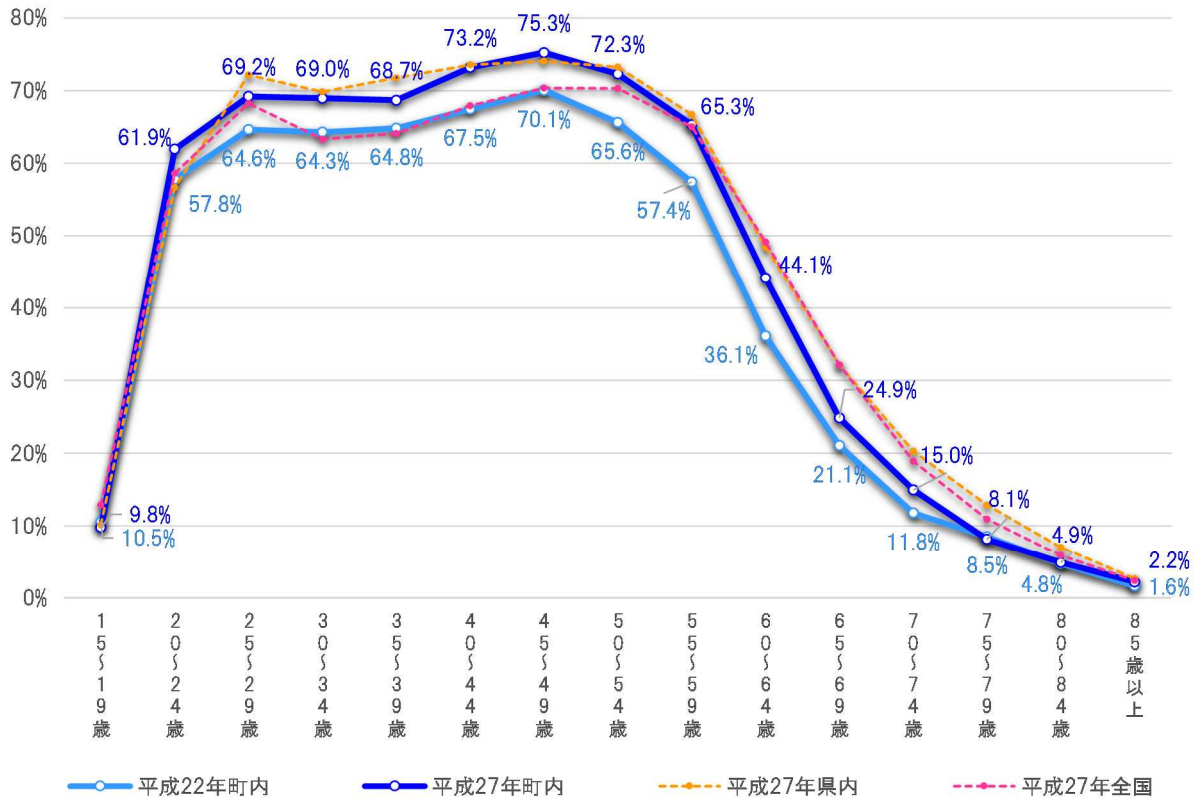


図7 女性が働き続けるために必要なこと（平成30年町民意識調査結果）

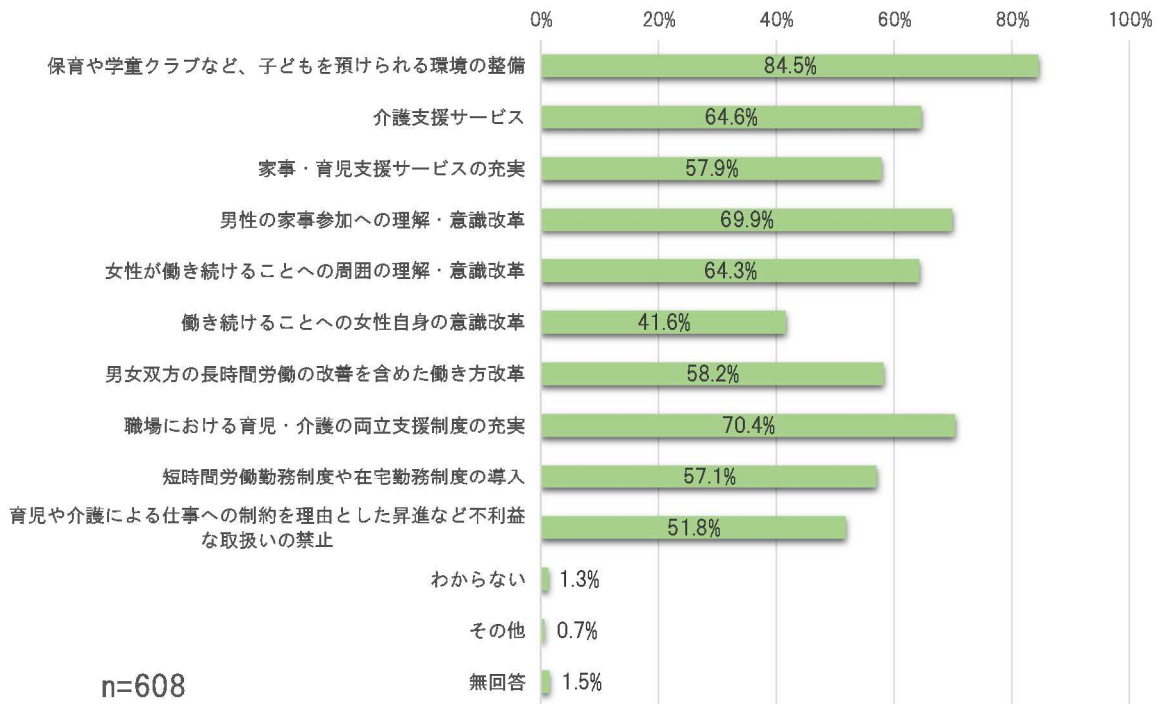
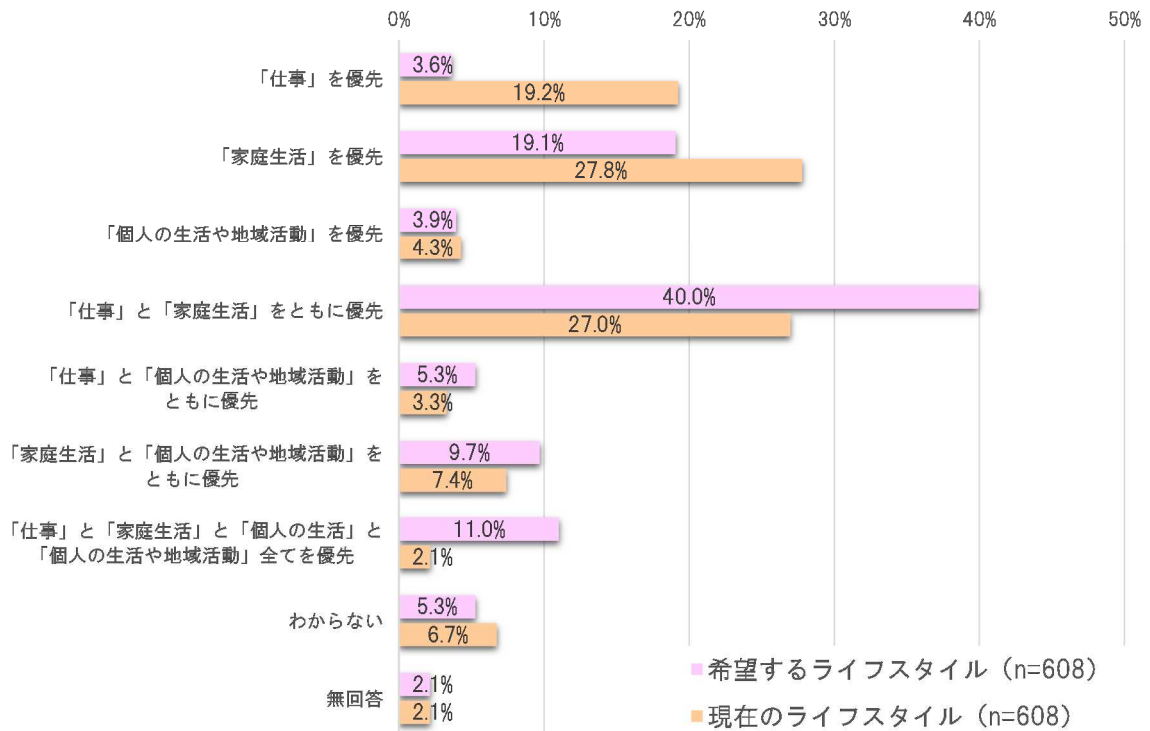


図8 希望するライフスタイル、現在のライフスタイル（平成30年町民意識調査結果）



女性の社会参画に関する現状と課題

全ての人にとって暮らしやすい社会をつくるためには、法律や制度をはじめとする社会システムがそれにふさわしいものでなければならず、そのためには、女性の考え方や意見が政策や方針決定の場に生かされ、参画できる環境を整えることが大切です。企業・地域社会などの分野で、女性の進出は増加の傾向にありますが、政策・方針等の決定過程などの分野において女性の参画は、諸外国と比べて低い水準にとどまっています。

平成30年町民意識調査の「女性の社会進出について」の設問では、「よいと思う」・「どちらかといえばよいと思う」を回答した人が全体の78.2%を占めています(図9)。「今後女性が増える」とよいと思う職業について」の設問では、「国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員」を回答した人が全体の73.1%を占めて男女ともに最も多く、次いで「国家公務員・地方公務員の管理職」66.5%、「裁判官、検察官、弁護士」62.3%、「都道府県・市区町村の首長」60.2%の順に多くなっていることから(図10)、本町においても、男女の意見をともに反映しバランスの取れた施策が実施できるように、審議会や委員会等の政策決定の場における女性の登用が求められています。

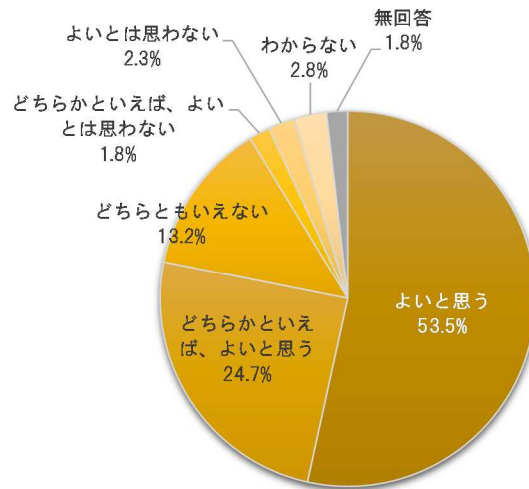
国の審議会等における女性の占める割合は37.4%(平成29年9月現在)ですが、本町の審議会・委員会等を合わせた女性の登用率は29.4%(平成30年4月現在)となっています。ポジティブ・アクション(積極的改善措置)³を導入するなど、審議会等への女性委員の参画方法を見直し、女性の政策・方針決定過程への参画を推進する必要があります。

また、町職員の女性管理職の比率は42.9%(平成30年4月現在)となっていますが、女性の意見を政策・方針決定過程に反映させることが男女共同参画計画の基本であるという認識に立ち、適材適所の登用に留意しながら、将来的には男女同数を目指して女性比率の向上を図っていかねばなりません。そのためには、男女ともに個人の能力の開発・研さんに努めて職域の拡大を図る必要があります。

また、地域社会の様々な活動は多くを女性が担っていますが、より女性の意見を反映できるよう、地域コミュニティ活動においてリーダーとなる女性への支援や、機運の醸成を推進する必要があります。

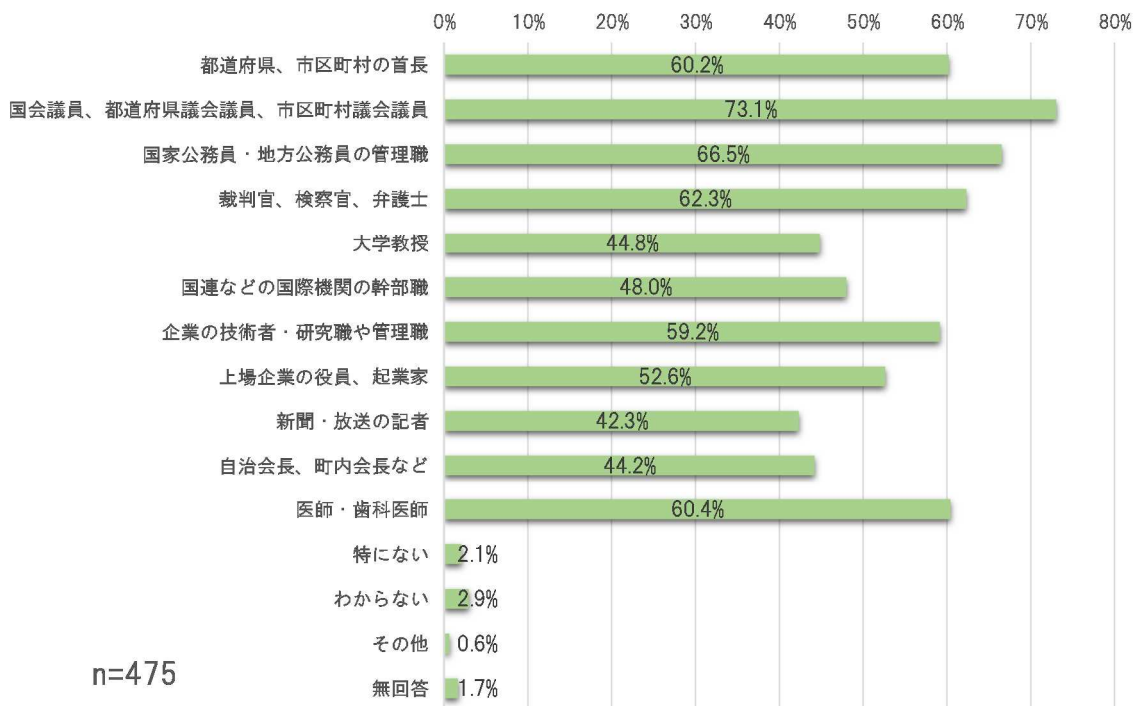
3 ポジティブ・アクション：積極的改善措置。固定的性別役割分担意識や過去の慣行から男女間で格差が生じているとき、不利な格差を是正するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。性別を基準に一定の人数や比率を割り当てるクォータ制などがある。

図9 女性の社会進出に関する意識 (平成30年町民意識調査結果)



今後、様々な職業分野で女性が増える方がよいか (n=608)

図10 今後女性が増えるとよいと思う職業 (平成30年町民意識調査結果)



主要課題3 家庭生活と職業生活の両立支援

施策	取組内容	担当課
子育て支援の充実	○保育施設や相談窓口の充実、子育て支援に努めます。	福祉課
	○放課後児童クラブの施設整備と利用増進を図ります。	
	○板野東部ファミリー・サポート・センターの利用促進を図ります。	教育委員会
	○幼稚園における預かり保育を実施します。	
	○育児についての講演会や親子教室の開催などに努めます。	健康推進課
家庭と職業の両立支援と働き方の見直し	○男女の育児休業取得促進など、家庭と職業の両立が可能な職場環境の整備に努めます。	総務課
	○男性の育児・介護休業制度などの利用促進を図ります。	健康推進課
	○男性が参加しやすい育児や介護教室を企画運営します。	
	○女性センターを拠点に、女性に関する様々な情報提供や相談体制の充実と、女性の福祉の増進を図ります。	教育委員会
	○働き方改革、ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発に努めます。	企画政策課

主要課題4 就業の分野における男女共同参画の推進

施策	取組内容	担当課
雇用の分野における男女共同参画	○女性の労働条件や就業環境の向上を図るため、広報紙等を通じて男女の均等な雇用機会と待遇の確保に関する広報・啓発に努めます。	企画政策課
	○農業、商工業等の自営業に従事する女性が対等なパートナーとして参画できるよう、啓発活動に努めます。	経済産業課
	○女性が自営業の重要な担い手となるため、知識や技術、経営管理能力を習得できる研修会等の学習機会の提供に努めます。	
多様な就業ニーズを踏まえた職場環境整備	○育児休業・介護休業制度等について周知・啓発活動に努めます。	企画政策課
女性の雇用機会・就業分野の拡大	○商工会等と連携し就業能力を高める講座の開催を支援します。	経済産業課
	○育児に携わる女性の就業機会として、「赤ちゃん先生教室」を開催します。	教育委員会

主要課題5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策	取組内容	担当課
女性の審議会・委員会等への積極的登用	○審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策や方針決定に女性の意見を取り入れた町政を推進します。	全庁
	○実質的な機会均等を実施するための「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」を広報・啓発に努めます。 ○女性自身が政策・政策等決定の場に参画する意識を高めるための啓発に努めます。	企画政策課
女性町職員の管理職への積極的登用	○女性町職員の能力開発、人材育成を促進するため、研修機会の充実に努めます。 ○能力主義の下、女性職員の積極的な管理職登用に努めます。	総務課

主要課題6 地域における男女共同参画の推進

施策	取組内容	担当課
地域の男女共同参画の促進	○自治会その他の地域コミュニティ活動における女性の参画を促進、支援します。	総務課
多文化共生の促進	○国際交流協会や民間団体と連携し、外国人が暮らしやすい地域づくりを推進します。 ○外国人向けパンフレットなどで、男女共同参画に関する啓発に努めます。	企画政策課
	○小学校における英語授業の充実を図ります。 ○グローバル人材を育成するため、海外短期留学やホームステイなどの環境づくりを進めます。	教育委員会

基本方針Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

ドメスティック・バイオレンスに関する現状と課題

男女が互いの人権を尊重し対等な関係を築くことは、男女共同参画社会の基礎となるものですが、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」とします。）、ストーカー行為等の人権侵害が、男女共同参画の実現の大きな妨げとなっています。男女が平等である社会づくりには、男女間の暴力を予防・根絶する基盤づくりに取り組むとともに、被害者の安全を確保し支援する体制を関係機関と連携し整備する必要があります。

平成30年町民意識調査の結果では、全体で見ると11.0%の方がDV被害を受けたことがあると回答しています（図11）。女性の16.1%がDV被害を受けたことがあると回答し、男性も3.9%が被害の経験がありました。

また、DV被害を相談した人は半数で、残りの半数は「相談できなかった」、「しようと思わなかった」と回答しています（図12）。相談先としては「家族や親族」が最も多く、「友人・知人」を合わせて相談先の大半を占める一方、「公的機関」に相談した人はごくわずかでした。DV被害を相談できる公的機関窓口の周知度を尋ねた設問では、過半数が「知らない」と答えていますので（図13）、相談窓口の周知を進めることで、DV被害の相談から適切な支援につなげられる可能性が高くなると考えられます。

男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指している本町にとって、個人の人権を踏みにじり、男女平等を侵害する暴力問題は、迅速かつ効果的に取り組まなくてはならない課題であり、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する必要があります。暴力の根絶に向けた啓発はもとより、公的機関相談窓口の周知を推し進めて被害を受けた場合の支援が受けられる環境を整え、また、住所情報の保護など適切な措置が講じられる庁内体制を整えなければなりません。

図11 DV被害の有無（平成30年町民意識調査結果）

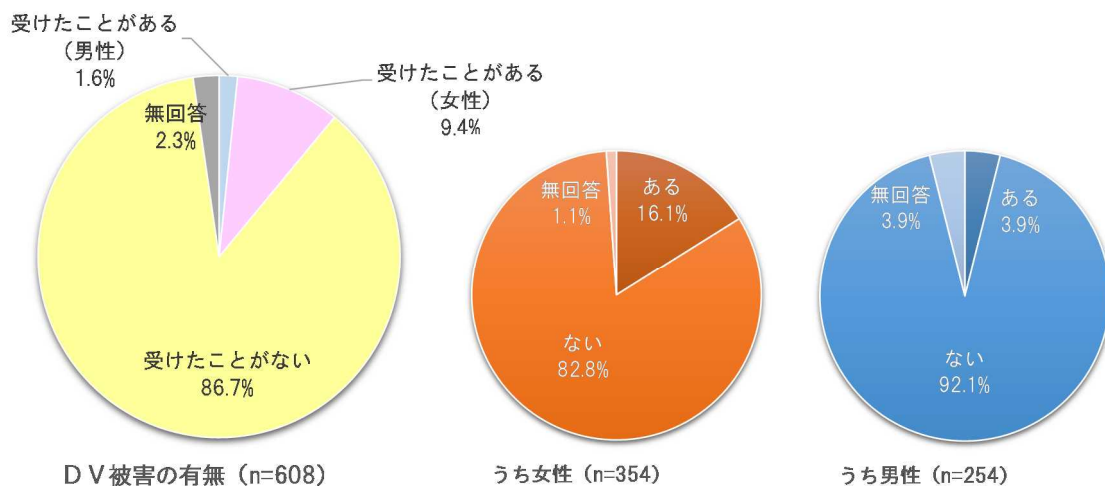
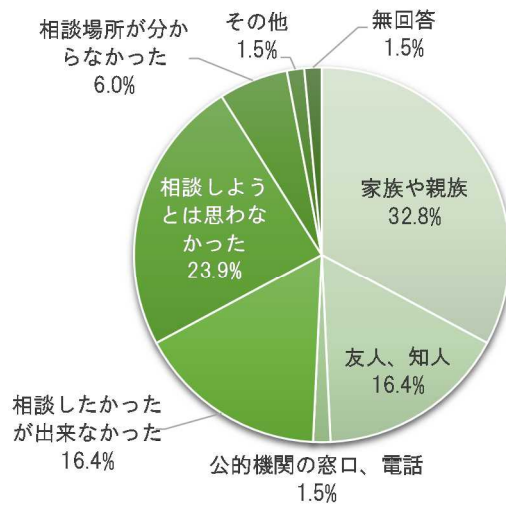
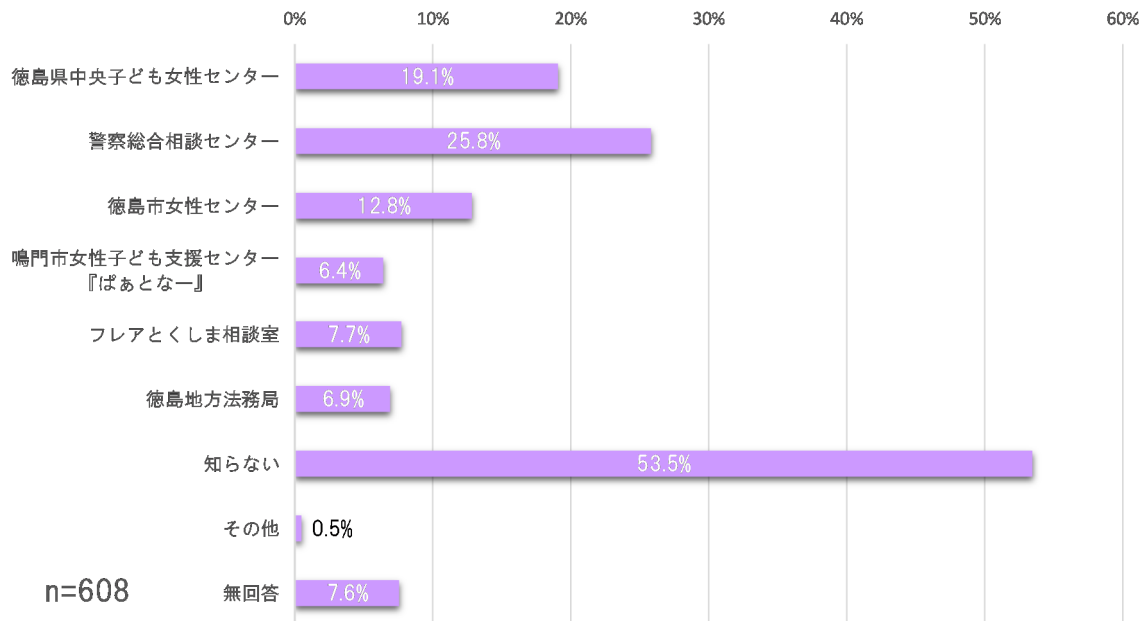


図12 DV被害の相談先



DV被害を誰かに相談したか (n=67)

図13 DV被害に対する公的機関相談先の周知度



(参考資料) DV被害に対する公的機関相談先

名 称	所 在 地	電話番号
徳島県中央こども女性相談センター	徳島市昭和町5丁目5-1	088-652-5503
警察総合相談センター（徳島県警察本部）	徳島市万代町2丁目5-1	088-653-9110
徳島市女性センター	徳島市万代町1丁目2-4	088-624-2611
鳴門市女性子ども支援センター『ぱあとなー』	鳴門市役所で受付	088-684-1413
フレアとくしま相談室	徳島市山城町東浜傍1	088-626-6188
徳島地方法務局	徳島市徳島町城内6-6	0570-070-810

健康づくりと福祉の充実に関する現状と課題

男女がともに生涯にわたり健康で充実した毎日を送ることができるよう、町民の健康づくりと保健事業に取り組む必要があります。また、女性についてはライフステージに応じた健康づくりを支援していくことも重要です。

高齢化社会の進展により、高齢者を社会全体で支える考え方に立ち介護環境の整備を図るとともに、高齢期の長期化やライフスタイルの変化を踏まえて、高齢者が自ら積極的に社会参加する場の確保やコミュニティ活動を促進する必要があります。

また、障がいの有無やひとり親家庭など様々な家族形態にある人たちが、その能力や意欲を發揮しながら社会参画し、自立した生活が送れるよう、地域福祉の充実に取り組む必要があります。

安心安全なまちづくりに関する現状と課題

多発する風水害や発生が危惧される地震・津波等の被災時において、家事、育児、介護等の家庭的責任が女性に集中することが指摘されており、また、意思決定過程における女性の参画機会の不足から避難所運営における男女のニーズに対する配慮がなされないなどの課題が生じています。

女性が予防、応急、復旧復興の局面で重要な役割を果たしていることを認識し、平常時から地域防災に女性が参画することが求められています。本町でも、災害に強いまちづくりの観点から、地域防災の女性リーダーの養成に取り組む必要があります。

主要課題7 あらゆる暴力の根絶と被害者の支援

施策	取組内容	担当課
広報・啓発の実施	○DV、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を推進します。 ○町有施設における展示コーナーの開設など、町民の目に触れやすい啓発に努めます。	企画政策課
	○職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた啓発と相談体制の充実に努めます。	総務課
研修会等の開催	○学校や青少年健全育成会議と連携し、性犯罪や非行防止に向けた啓発活動に取り組み、教育機会と相談体制の充実に努めます。	教育委員会
	○職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた研修会を開催します。	総務課
被害者等の保護及び自立支援	○一次相談窓口を設置し、相談者の身体安全確保など適切な対応を図るとともに、関係機関等と連携して支援します。 ○DV被害者に、カウンセリング専門機関や専門医の情報を提供し、精神的・肉体的に立ち直るための支援をします。	福祉課
	○DV等被害者の住所情報保護措置の適切な運用に努めます。	全庁
	○被害者の自立支援に、町営住宅への優先入居を検討します。	生活環境課
相談体制の確立	○県や警察などの関係機関と連携し、DV・児童虐待などの被害者が、安心して相談できる体制の充実に努めます。 ○関係機関と連携しDV等に関する専門相談員を養成します。	福祉課
	○DV等の被害を速やかに相談できるよう、行政機関等が開設している相談窓口の周知に努めます。 ○全ての町職員が適切に対応できるよう、研修を実施します。	企画政策課
	○DV家庭にある子どもを発見しやすい立場にある教職員や学校等との連携を強化し、早期発見と適切な対応に努めます。	教育委員会
関係機関との連携	○DV等の被害者をケアする民間団体や児童虐待等の防止に取り組む団体を支援します。 ○関係団体と連携した自立支援のネットワークを充実し、DV等の被害者支援を行います。	企画政策課

主要課題8 生涯を通じた健康支援と福祉の充実

施策	取組内容	担当課
生涯を通じた健康推進	○検診の充実、情報の提供や健康づくりの推進に努めます。	健康推進課
	○飲酒、喫煙、薬物乱用等の悪影響について啓発に努めます。	教育委員会
	○発達段階に応じた性に関する指導や HIV 感染に関する知識の普及啓発に取り組みます。	

妊娠出産期における健康支援	○妊娠期から子育て期にわたり母子ともに健康な生活が送れるよう、総合的な相談支援拠点として、「子育て世代包括支援センター」を設置します。	健康推進課
	○女性のライフステージに応じた健康増進を推進します。 ○検診を通じて女性特有の疾病（子宮がん、乳がん等）の早期発見と生存率の向上に努めます。	
高齢者の福祉・介護の充実	○高齢者の生きがいづくりと社会参加のため、老人クラブ等の地域活動を支援します。 ○シルバー人材センターの活動を支援します。	福祉課
	○男女がともに介護などの家事を担えるよう、男性向けの介護教室や料理教室を開催します。	健康推進課
障がい者の福祉の充実	○障がい者が暮らしやすい住環境整備を推進します。 ○障がい者が社会的に孤立することなく自立した生活を送ることができる環境づくりを支援します。	福祉課
多様な家族形態への支援	○ひとり親家庭など、多様な家族形態の生活の安定と福祉の充実を図ります。	福祉課

主要課題9 安心して暮らせるまちづくり

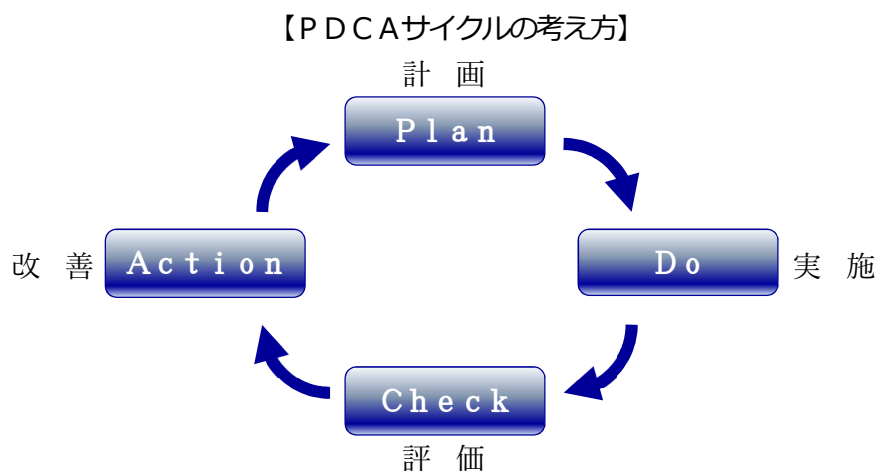
施策	取組内容	担当課
男女共同参画の視点に立つ地域防災の推進	○男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練や女性の防災活動への積極的な参加を促進します。 ○地域防災力を向上するため、出前講座の開催と自主防災組織の結成推進に努めます。	総務課
防犯・交通安全対策の強化	○警察などの関係機関と連携し、犯罪被害防止に関する研修会を開催します。 ○防犯、交通安全に関する広報・啓発に努めます。	総務課
	○スクールガードリーダーや下校時見守り巡視員の巡回により、交通安全と防犯活動を推進します。 ○学校における集団登校の適切な実施と、通学路安全対策推進会議における定期的な通学路の合同点検を実施します。	教育委員会
	○通行の安全確保のため町道と交通安全施設の整備に努めます。 ○街路灯・防犯灯の適切な維持整備に努めます。	建設課

第5章 推進体制の整備

男女共同参画に関する取組は広範囲かつ多岐にわたっており、各施策を着実に推進するためには全庁的な推進体制が必要です。本プランの進行管理に当たっては、庁内に常設の男女共同参画推進本部において各施策の進行管理とPDCAサイクルに基づく評価点検を実施するとともに、本プランの基本理念が全庁的に共有されるよう努めます。

また、男女共同参画の実現については、全ての町民の理解と参画を得る必要があるため、町は男女共同参画に関する情報の「見える化」に努め、町民の参加を促進します。さらに、国、県、事業者、団体、地域が連携・協働することにより、全町を挙げた取組となるよう努めます。

施策	取組内容	担当課
庁内推進体制の整備	○男女共同参画の観点から町の施策を点検し、各種計画が適切に定められるよう努めます。	企画政策課
	○男女共同参画を推進するための条例について検討します。	
	○本プランの主旨を理解し男女共同参画の意識が浸透するよう、研修等により全職員の意識改革に努めます。	総務課
プランの進行管理	○プランの進捗状況について定期的に確認し、社会情勢の変化に合わせた施策の見直しを随時行います。 ○計画の実効性を確保するため、プランの進捗状況を毎年1回、ホームページで公表し、進行管理に努めます。	企画政策課
町と事業者・各種団体等との協働と連携	○町内全体で男女共同参画の取組が推進されるよう、国、県、事業者、団体、地域等と連携、協働を進めるとともに、情報提供などの支援に努めます。	健康推進課
	○女性支援に関する様々な情報提供を充実させるとともに、関係機関と連携しながら、相談体制の整備を図ります。	福祉課



指標と数値目標

主要課題	施策	指標	現状値 (平成30)	目標値 (令和5)
【主要課題1】 男女共同参画の視点に立った意識づくり	個人の尊厳と人権を尊重する啓発の推進	町民参加型講座の開催	1.8回/年	2回/年
	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	広報・エーアイテレビ等での人権・男女共同に関する広報・啓発	3.6回/年	3回/年
		町職員・教職員への人権・男女共同参画に関する研修会	3.6回/年	2回/年
	男女共同参画に関する情報の収集・提供	町民意識調査の実施	1回/5年	1回/5年
【主要課題2】 人権尊重・男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	男女共同参画の視点に立つ学校教育の推進	教職員やPTAへの人権・男女共同参画に関する研修会	3.6回/年	2回/年
	男女共同参画の視点に立つ家庭教育の推進	「男女共同参画」の用語周知度	62.8%	100%
【主要課題3】 家庭生活・地域生活等と仕事の両立	保育施設・子育て支援策の充実	保育所待機児童の数（4月1日現在）	0人	0人
		板野東部ファミリー・サポート・センターの会員数	1,148人	1,200人
	仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	男性町職員の育児休業取得率	0%	10%以上
		女性町職員の育児休業取得率	100%	100%
		男性の家庭生活に関する講座開設数	4講座/年	4講座/年
	「ワーク・ライフ・バランス」の用語周知度	43.6%	100%	
【主要課題4】 就業の分野における男女共同参画の推進	雇用の分野における男女共同参画	「男女雇用機会均等法」の用語周知度	84.9%	100%
	多様な就業ニーズを踏まえた職場環境整備	「育児・介護休業法」の用語周知度	77.5%	100%
	女性の雇用機会・就業分野の拡大	「赤ちゃん先生教室」の開催	23回/年	24回/年
【主要課題5】 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	審議会・委員会等への女性の積極的登用	地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性登用率	31.6%	40%以上
		地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性登用率	14.3%	20%以上
	管理職への女性職員の登用の推進	町職員管理職の女性登用率	42.9%	45%以上

主要課題	施策	指標	現状値 (平成30)	目標値 (令和5)
【主要課題6】 地域における 男女共同参画の 推進	地域における男女共同 参画の基盤づくり	自治会長の女性就任率	31.8%	40%以上
	多文化共生の促進	外国語講座の開催数	6講座 /年	6講座 /年
		外国語母子手帳の交付率	100%	100%
【主要課題7】 あらゆる暴力の 根絶と被害者の 支援	広報・啓発の実施	広報、エーアイテレビ等での DV根絶に関する広報・啓発	2回/年	2回/年
		「DV防止法」の用語周知度	68.8%	100%
	研修会等の開催	DV根絶に関する展示・町民 参加型研修会の開催	1.8回/年	2回/年
	相談体制の確立	DV被害の公的機関相談先を 「知らない」率	53.5%	0%
【主要課題8】 生涯を通じた健康 支援と福祉の充実	生涯にわたる健康づく りの推進	特定健康診査の受診率	29.2%	60%
	妊娠出産期における健 康支援	子育て世代包括支援センター の設置数	0か所	1か所
【主要課題9】 安心して暮らせる まちづくり	男女共同参画の視点に 立つ地域防災の推進	女性を対象とした防災講座の 開催	1.8講座 /年	2講座 /年
		自主防災組織の世帯加入率	71.4%	100%
		防災会議委員の女性登用率	0%	10%
	防犯・交通安全対策の強 化	街路灯・防犯灯の設置数	2,509基	2,600基

注) 現状値の一部は、第2次プラン計画期間(平成26年度から平成30年度)の平均で表示。

資料編

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他の男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の

形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

以下省略

徳島県男女共同参画推進条例（平成14年3月29日徳島県条例第12号）

前文

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を十分に生かしながら、共に責任を担っていく社会を実現す

ることは、私たち徳島県民の願いである。

これまで、国際社会や国内の動向を踏まえて様々な取組が進められてきたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残っている。

徳島県では、仕事を持つ女性の比率が全国平均と比べて高く、経済分野での女性の進出は進んでおり、これからの徳島県づくりは、少子高齢化等の社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女が社会や職場で活躍しやすい環境を作り出すことを重要な課題として位置付けながら、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていく必要がある。

ここに、私たちは、協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力のある二十一世紀の徳島県を築くため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力のある社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会における対等な構成員として、県における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、男女が生涯を通じて健康であること並びに男女がそれぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、国及び市町村と協働して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、主体的に男女共同参画の推進に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び配偶者であった者に対する暴力的行為（身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるように適切な措置を講じなければならない。

(男女共同参画の推進のための教育等)

第十一条 県は、男女共同参画の推進のための教育及び学習活動の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第十二条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(施策の推進状況の公表)

第十三条 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

(推進体制の整備等)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(県民等との協働等)

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関し、県民及び事業者と協働するように努めるとともに、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市町村との協働等)

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関し、市町村と協働するように努めるとともに、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施策に関する申出の処理)

第十七条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民又は事業者から申出があったときは、適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に当たって、特に必要があると認めるときは、あらかじめ、徳島県男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

3 知事は、第一項の申出に対する処理の結果を徳島県男女共同参画会議に報告するものとする。

(相談の申出の処理)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害について県民又は事業者から相談の申出があったときは、関係行政機関と協力して適切な処理に努めるものとする。

第三章 徳島県男女共同参画会議

(設置)

第十九条 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、徳島県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

2 参画会議は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十条 参画会議は、委員二十人以内で組織する。

2 参画会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第二十一条 参画会議に、会長一人及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員及び専門委員)

第二十二条 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第二十三条 参画会議の会議は、会長が招集する。

2 参画会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 参画会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第二十四条 参画会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(雑則)

第二十五条 この章に定めるもののほか、参画会議の運営に関し必要な事項は、会長が参画会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第八条の規定により策定された基本計画とみなす。

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年4月13日法律第31号)

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者

が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う

機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（婦人相談員による相談等）
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
（婦人保護施設における保護）
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
（警察官による被害の防止）
- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（警察本部長等の援助）
- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面

については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算

して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がある同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がある親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五

号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外

の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生

労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

以下省略

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する

職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更した

ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を

図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

以下省略

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日法律第28号）

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基

本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

（政党その他の政治団体の努力）

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

（実態の調査及び情報の収集等）

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

（環境整備）

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

（人材の育成等）

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

藍住町男女共同参画推進本部設置要綱

（設置）

第1条 藍住町における男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本となる計画（以下「基本計画」という。）の策定及びその推進を図るため、藍住町男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 町長の諮問に応じ、基本計画の策定に関する事項について審議し、町長に報告すること。
- (2) 基本計画に基づく取組の推進に関すること。
- (3) その他上記項目の実施に際し必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 本部は、副町長及び別表の本部員をもって組織する。

2 本部に本部長及び副本部長を置く。

- 3 本部長は副町長をもって充て、副本部長は本部長が指名する。
- 4 本部長は、本部を総理し、本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第4条 本部長は本部会議を主宰する。

- 2 本部会議は、本部長が必要に応じ招集する。
(幹事会)

第5条 本部に所掌事務の円滑な運営と必要事項について協議するため、幹事長および幹事を置く。

- 2 幹事長は、企画政策課長をもって充て、幹事は、本部員が推薦する者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。
(庶務)

第6条 本部の庶務は、企画政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則 (平成25年6月3日)

- 1 この要綱は、平成25年6月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年9月28日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

第3次藍住町男女共同参画プラン

令和元年7月

発行：徳島県藍住町

編集：藍住町役場企画政策課

〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

電話：088-637-3124 ファックス：088-637-3155

